

議題1

資料 1

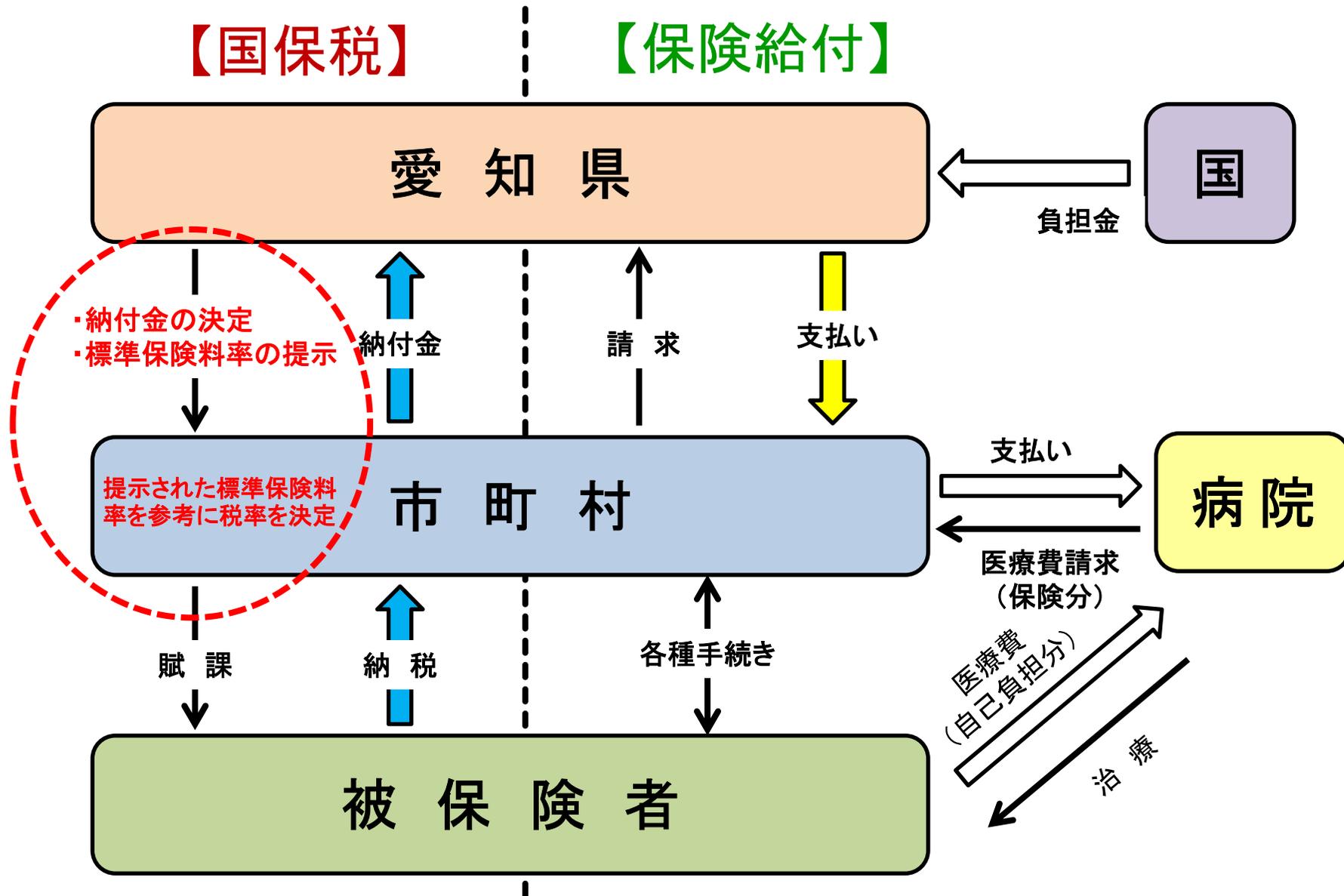
# 令和7年度 安城市国民健康保険税の税率について

【R7.2.6 安城市国民健康保険運営協議会】

# 【県単位化後の国民健康保険制度】

【国保税】

【保険給付】



加入の手続き、保険証の発行、各種保健事業などは、今までどおり各市町村で実施

## 【算定における主な留意事項】

### 1 保険給付費の推計について

国の示した推計方法に必要な補正を行うことにより算出  
過去2年間(実績値)の伸び率で推計

#### <県全体>

年度	保険給付費の総額	被保険者数	1人当たり保険給付費
R6	413,523,076千円	1,230,792人	335,981円
R7	405,460,433千円	1,171,696人	346,046円
比較	▲8,062,643千円 (▲1.95%)	▲59,096人 (▲4.80%)	+10,065円 (+2.99%)



公費等を加減算

年度	市町村納付金の総額
R6(現行)	205,456,508千円
R7(本算定)	<u>198,121,868千円</u>
比較	▲7,334,640千円

## 【県が示した本市の納付金（令和7年度本算定）】

3

（一般被保険者での算定・比較）

年度	納付金（一般分）	被保険者数	1人当たり納付金
R6	4,927,830千円	29,261人	168,409円
R7	4,849,868千円	28,004人	173,185円
比較	▲77,962千円 （▲1.58%）	▲1,257人 （▲4.3%）	+4,776円 （+2.84%）

## 【県が示した本市の標準保険料率（令和7年度本算定）】

区分	医療分	後期分	介護分	計
所得割	6.75%	2.78%	2.32%	11.85%
均等割	28,971円	11,767円	11,766円	52,504円
平等割	18,807円	7,639円	5,824円	32,270円

## 【税率の考え方】

4

- ・原則、県が示す**標準保険料率を採用**
- ・均等割と平等割は100円未満を切捨て **100円単位**

### 【令和7年度本算定 国民健康保険税(案)】

区分	医療分	後期分	介護分	計
所得割	6.75% (+0.59%)	2.78% (▲0.06%)	2.32% (±0%)	<b>11.85%</b> (+0.53%)
均等割	28,900円 (+3,200円)	11,700円 (+200円)	11,700円 (+200円)	<b>52,300円</b> (+3,600円)
平等割	18,800円 (+1,400円)	7,600円 (▲200円)	5,800円 (±0円)	<b>32,200円</b> (+1,200円)

※ ( )内は令和6年度(現行税率)との比較

### 【令和6年度 現行税率】

区分	医療分	後期分	介護分	計
所得割	6.16%	2.84%	2.32%	<b>11.32%</b>
均等割	25,700円	11,500円	11,500円	<b>48,700円</b>
平等割	17,400円	7,800円	5,800円	<b>31,000円</b>

## 【令和7年度本算定における 1人当たり平均課税額の比較(年額) 試算】

項目	R6税率(現行)	R7税率(案)
1人当たり課税額	110,078円	116,067円
現行との比較	—	+5.44% (+5,989円)

### 【課税額上昇の要因】

- ① 1人当たり保険給付費(医療費)が上昇し続けており、保険税率が上昇したため。
- ② 愛知県下において、各自治体が負担する納付金の算定に用いられる医療費指数反映係数( $\alpha$ )が、令和7年度より段階的( $\blacktriangle 0.2$ /年)に削減され、令和7年度は $\alpha=0.8$ となる。県下で4番目に医療費指数が低い安城市にとって、県への納付金額の「低減率」がマイナス( $\blacktriangle 0.2$ )されることとなり、その分、納付金が増加する要因となった(一人あたり納付金:2,174円増加)。

